

介護保険料(65歳以上対象)を改定します

介護保険料は、3年ごとに見直される「介護保険事業計画」に併せて改定します。この度、第7期(平成30～32年度)の介護保険事業計画を策定し、平成30～32年度の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

◆ 保険料基準額

郡上市の第7期(平成30～32年度)の介護保険料基準額は、3年間における保険給付費の増加を見込み、月額4,800円になります。



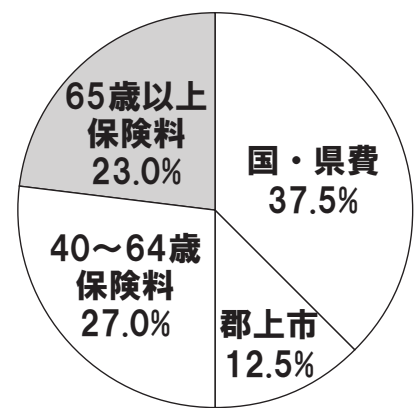
※岐阜県下(36市町村・広域連合)の平均額は約5,500円です。

◆ 介護保険の財源と保険給付費の見込み

介護保険料は介護予防や介護サービス費用を賄う保険給付費の財源として使われます。

第7期(平成30～32年度)の保険給付費総額は、第6期計画時(約129億円)より5.4%増の約136億円を見込んでいます。

保険給付費の財源内訳



《保険給付費増加の理由》

- 介護保険法改正による新たな介護施設(介護医療院)の創設
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の新たな施設整備
- 介護報酬の引き上げ

◆ 所得段階別保険料額と低所得者の保険料軽減

介護保険料額は所得に応じた段階別の保険料額となります。

また、低所得(第1段階)の人については、引き続き保険料の軽減を図ります。

郡上市介護保険所得段階別保険料表(平成30～32年度)

所得段階	月額保険料	年額保険料	対象者
第1段階 (基準額×0.45)	2,160円	25,920円	生保受給者又は住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階 (基準額×0.65)	3,120円	37,440円	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人
第3段階 (基準額×0.75)	3,600円	43,200円	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている人
第4段階 (基準額×0.85)	4,080円	48,960円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	4,800円	57,600円	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている人
第6段階 (基準額×1.2)	5,760円	69,120円	本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円未満の人
第7段階 (基準額×1.3)	6,240円	74,880円	本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円以上200万円未満の人
第8段階 (基準額×1.5)	7,200円	86,400円	本人が住民税課税で前年の合計所得が200万円以上300万円未満の人
第9段階 (基準額×1.7)	8,160円	97,920円	本人が住民税課税で前年の合計所得が300万円以上の人

介護保険は介護の問題や老後の不安を解消するために、社会全体で支え合う制度です。

みなさんの保険料は、保険給付費を賄う大切な財源となります。

保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

健康福祉部高齢福祉課 ☎ 67-1807